

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポルビル九〇四 電話(03)37714649 FAX(03)29915367
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

(特別価格 三〇〇円)

〈もくじ〉

■巻頭言■

大衆闘争が新しい日本をつくる 2
当面する政局への提言 3

都職労、兵庫県本部が修正案提出 5
—— 日本社会党「党建協」——

自治労第五六回大会の報告と感想 8
—— 自治労組合総連合会 ——

資料(1) 「日本労働組合総連合会」への加盟について 8
資料(2) 自治労大会第二号議案への修正案(兵庫県本部) 8

資料(3) 自治労大会第三号議案(抜粋) 9
資料(4) 自治体労働組合全国連絡協「声明」 10

総評議長が国労に「挑戦状」 11
資料(5) J.Rの不当労働行為、国労支援に出ぬ労働界 12
資料(6) 国労の労戦統一方針(案) 13

◇国労大会報告(一)◇ 14
すべての闘いを組織奪還闘争に結合 14

韓国労働者の不屈の闘い 14
読者からのおたより 17

号外「われらは今、何をなすべきか」都議選、参院選総括 18
九月六日発行、定価三百円 ご購読をノ 18

※FAX番号が変わりました ○三二一九九一五三六七

旬刊 社会通信

NO. 415

一九八九年九月二日

一九八九年九月二日発行
(毎月一日・二日・三日発行)

■ 巻頭言 ■

大衆闘争が新しい日本をつくる

内外情勢は、現在、歴史的な転換点をむかえつつあります。中心は日本帝国主義の動向です。わが国の支配階級の総路線は「国際国家日本の建設」です。これをより露骨に表現したのが、中曽根が好んで使った「戦後政治の総決算論」です。

参院選は、これが歴史の皮肉、ダイナミズムでしょうが、自民党政治の「総決算」が一挙に進行しつつあることを示しました。しかし、喜こんでばかりはいられません。政治のゆくえを根本で決定する日本労働運動が、今秋「総決算」されようとしているからです。資本のもうけ主義に真正面から反対し闘ってきた総評が自壊し、企業の利益を最優先する「連合」が、日本労働運動の四番バッターになろうとしていることがそれです。労働運動の大転換は、明治維新以降、四回目の歴史的な大事件です。

一九一二年、生成期の日本労働運動ははじめてのナショナルセンター「友愛会」を結成しました。これが第一。第二は日中戦争の拡大、軍部がばっこするなか、労働運動が弾圧され、一九三八年「産業報国会」がつくられ、ファシズムと戦争の時代に突入したことです。第三は敗戦、それにとまなう「暗い時代」への反省のなか、労働運動が高揚し、一九五〇年、総評が結成されたことです。そして今、憲法と民主主義の砦であった総評が消失します。「反自民・非共産」をスローガンとする新連合がもたらす時代は？

連合の本質は「三重重要事項」「資格要件」に明らかのように、「非共産」「反共産」に他なりません。社会主義よりも資本主義を選択するというのです。独占資本家のなかでも、「保守」大政党論を主張するものがふえているのも、連合が日本社会党をおさえつけてくれるにちがいないとの楽観主義によるものでしょう。労働戦線は独占資本のパートナー、茶坊主の連合、社会党左派系の「全労協」、共産党系の「たたかうナショナルセンター」へと三極化。当面、連合が数のうえで優位を占めるからです。さらに自治労、日教組は分裂。これでは、自治労や日教組の大幹部が「連合に総評の歴史的伝統を」と叫んでも、絵空事にすぎません。

労務対策司令部を任ずる日経連は階級的なものです。社会党は規約に「平和的、民主的に社会主義革命を達成し、日本の独立の完成と確保を任務とする政党」と謳っている。だから「社会党が国政を安定させ、国際的にも役立つ日本をつくる期待に添うとは考えられない」（日経連総会での会長あいさつ）としているからです。「新宣言」でことたれりと考えていた社会党の右派幹部は、思ってもみなかった「規約」にまでふみこまれ、よわっているにちがいにありません。

強固にみえる独占資本、連合にも弱点はあります。それは大衆闘争です。日経連総会は自民党崩壊への危機感から、「富士吉田宣言」を発表しました。それを解説した日経連タイムズの主張「日経連富士吉田宣言の背景」は、「国民の意識が『政治的大衆運動』に発展してはならない」ことを強調しています。

国労大会は「全労協参加」を決定しました。労働委員会闘争は大衆闘争そのものです。「全労協」の発展は大衆運動の組織化いかにかかっています。国労のたたかいのゆくえも同様です。大衆運動をどれだけ組織できるかに、日本労働運動、そして政治のゆくえがかかっているのです。全労協の砦、国労は今大会で「キャラバン」「一千万署名」「連帯する会拡大」を決定しました。この国労のたたかいを成功させるかどうか、それに日本労働運動と政治のゆくえがかかっています。国労のたたかいに連帯することを心から訴えます。

◇ 日本社会党「党建協」◇

当面する政局への提言

参議院における保革逆転は新たな政治展望を生んでいる。社会党に対する国民の支持を固め、間近に迫った総選挙で勝利すれば、独占資本をパトロンとする自民党に代わって、勤労国民のための政府をつくることも可能になる。それだけに、社会党を大勝させまいとする工作や攻撃ばかりでなく、社会党が政権党になっても独占資本にとって少しも困らない党に変質させようという勧誘や攻撃も強められている。しかしもし社会党がその勧誘や攻撃に屈して、基本政策を棄ててしまうようなことになれば、自民党との闘いのほこ先は鈍り、たちまち国民の信頼を失うであろう。

反自民・護憲のもとにおける過渡期の連合政権は、国民的要求として示された消費税廃止や金権腐敗の政治構造を解消するために責任を持つ政権である。連合するパートナーにたいし、党綱領や党是の基本に関するものまで変更を求めるようなことは許されることではない。社会党の非武装中立という基本原則は日本国憲法の原理に立脚した社会党立党の原点である。そのため我々は次のことを提言する。

一、社会党は独占資本の意にそのような基本政策の転換を行うことなく、総選挙後の連合政府の政策は、当面する二年ないしは四年に実施すべき課題として的一致をはかるべきである。

基本政策にかかわる当面数年の政策としては、自民党政府の政策にたいして少なくとも次のような方向転換が含まれねばならない。

(1) 核持込みの黙認から核持込みの厳禁へ。そのためには事前協議の活用だけでなく港・基地における査察権の確立へ。米軍基地の拡充から縮小・撤去、NLP基地など新設の中止へ。日米共同作戦研究や合同演習の中止へ。安保条約及び地位協定の抜本的見直しと、「関連取決め」等の総点検と公表へ。

(2) 軍拡から軍縮へ。防衛予算はまず増額を中止し、各部門にわたり総点検して、さらに削減へ。

(3) 原発推進から脱原発へ。原発や核燃サイクル基地の建設中止へ。稼働中の原発は総点検して、重大な欠陥のあるものや法定耐用年数の過ぎたものから休・廃止へ。

二、こうした方向転換を実現するためには、連合政権の中心となる社会党が、非同盟・非武装中立、脱原発の目標（基本政策）をしっかりと持ってはならない。この目標を失ってしまったら、このような方向転換を実現するエネルギーは消失し、いつまでも自民党の政策を基本的に肯定し、継承していくはかばかなくなり、早晚国民の信頼を失わざるをえない。

なお連合政府の政策を作成するにあたっては、他の野党だけでなく、その政府を支え、反核・軍縮・反戦平和・脱原発闘争等を推進していく運動体とも連帯し、成果や教訓や意見を汲み取るべきであろう。

三、軍縮ではなく軍拡を、脱原発ではなく原発推進を、消費税の廃止ではなく事実上の継続を基本方針として支持を失っている党にたいして、不要な妥協をしてみましたら、今度はわが党が国民から見放されてしまうであろう。わが党は参院選で明らかになった圧倒的な人々の熱い期待に応え、主体性を持って、消費税廃止、護憲、非核・軍縮・平和、脱原発を求める広範な国民の声を背景に、あくまでもその方向で政策の一致をみるよう迫るべきである。

四、消費税に代わる当面（二年）の税制改革の中にも、貧富の差の大きいわが国では、大企業・大富豪優遇の不公平税制を是正し、所得税の課税最低限を引き上げるとともに、累進税率構造は最高税率を一九八四年以前に戻すこと、法人税は消費税導入前の税率に戻すこと、法人の子会社を利用しての租税回避行為を規制すること、防衛予算を増額しないことなどを含めるべきである。

物品税についても従前に戻すことを原則とし、その中で大衆化した商品は除外して、今日の贅沢品・高級嗜好品や担税力のあるサービス（広告費等々）を課税対象とすることも必要である。

五、まもなく開かれる秋の臨時国会において、わが党は消費税廃止法案の可決に全力をあげるるとともに、衆議院でのこの法案の取扱を見て、国民の期待に応え一日も早く解散・総選挙に追い込まなくてはならない。その際、五月二四日付けの衆議院議員三六八人連名による議員総辞職論は、あらためて想起され尊重されるべきであろう。

六、消費税廃止の国会闘争のヤマ場に向け、労働者、中小商工業者、農民、女性、青年等呼び掛けて、全国でメーデー規模の大集会とデモンストレーションを生み出すよう、企画し指導すべきである。

こうした運動を盛り上げるためにも、組織を分裂させないために連合にいかない労組、いけない労組の立場も社会党は尊重すべきであり、連合への参加を指示することによって大衆組織を分裂させるようなことは断じてあつてはならない。わが党は、その労組が連合に加盟しているかどうか、全労協にはいつているかあるいは中立かなどということ、党員や労組員を差別してはならず、全ての党員や党支持者を重要な闘いに向けて結集すべきである。

七、参議院選挙で証明されたように、国民が期待しているのはなによりも社会党が大きく伸びることである。従って、総選挙に備えて、空白区をうめることはもとより、五名区、四名区については、現職がいてしかも自民党が二名以上とっている選挙区や、前回わが党が二名立てて共倒れとなった選挙区でも、複数の候補者を立てることが必要不可欠にならなければならない。

自民党が二名とっている三名区でも、参院選で社会党への票が自民党を上回ったところではわが党から二名立てる積極性が期待されている。二〇〇名の候補者擁立をめざして党中央は強力に指導するとともに、全党が一丸となって努力すべきであろう。

都職労、兵庫県本部が修正案提出

——自治労第五六回大会の報告と感想——

(一) はじめに

自治労第五六回定期大会は、八月二三日より二六日までの四日間、富山市の県総合体育センターにおいて行われた。

予想どおり、統一労組懇系の七府県本部（岩手、千葉、埼玉、静岡、愛知、京都、愛媛）が不参加というなかで開かれた今大会は、時短・週休二日制、賃上げ、地域活性化、非核平和運動、国民春闘路線の発展、二百万自治労建設といった運動方針が提起されたのであるが、何と云っても、今後日本労働運動の方向を大きく位置づける「労働戦線の統一」についての議案、(第二号議案・日本労働組合総連合会)への加盟について、資料1参照)が、最大の論点となった。

そしてこれについては、東京都本部（都職労）と、兵庫県本部より修正案（資料2参照）が提出された。前者は「新連合」への加盟をとりやめるというものであり、後者は、今大会では加盟を決定せずに、ひき続き慎重な討論を続けようという内容のものであった。これらは提案理由が「自治労一二五万の統一と団結を最優先させよう」という点で共通しているし、東京なり、兵庫の事情を反映しているといえる。また、これら東京や兵庫の事情は、どの県本部も大なり小なりかかっているし、各単組ではその縮図を持ち合せているというのが、本当のところだと思ふ。

さて、結論的に言うならば、「新連合」加盟を求める二号議案についての採決の結果は次のとおりであった。

代議員定数一〇一四人中出席一〇一三人。

東京都本部修正案の賛成一一三人——否決

兵庫県本部修正案の賛成一五八人——否決

本部原案に対する直接無記名投票——賛成八三〇人、反対一六一人、白票二〇人、規程により三分の二以上の賛成で、本部原案可決、決定。

高野委員長がいみじくも「統一労組懇七県本部が出席したとしても、圧倒的多数で本部原案は支持された」といった結果であったことは事実である。しかし、代議員の出席率が今までになく高かったこと、また、多くの危惧を表明する意見が出ながら採決の数字の表わしているもの裏には、採決当日の代議員席に回覧された、社会党党員協議長名による「同志の力の結集で自治労方針の圧倒的確立を！」(秘緊急要請)等、本部より相当のしめつけがあったことを考慮する必要もある。

結果はこんなわけであったが、今大会への経過、大会での流れ、今後の課題等を若干整理しておきたい。

(二) 大会までの若干の経過等について

統一労組懇系の七県本部は、昨年一二月の宇都宮での中央委員会以来、機関会議・各種集会には不参加を続けて来たのだが、残念ながら予想通り、今大会にも不参加であった。

さて、いわゆる社会党左派系の動向はどうか。八九年に入り、岩井章・宮部民夫編著による『自治労運動と労働統一』の発刊をはじめ、反連合の立場を明確に打ち出しつつ、自

治労の統一と団結を強め発展させようという具体的な流れが、遅ればせながら始まった。考えてみれば、「労働戦線の統一」を言いつつ、総評のなかで階級的な路線を堅持していた組合のいくつかは分裂し、または、労資協調への道を歩みはじめたなかで、「行政改革」や「地方行革」の嵐に対し、組合員や、地域住民の生命と暮しを守るために、「反行革、反合理化」を闘ってきた単組にとって、労資協調・反共の「連合」主導による労働統一の進行とこれにたいする自治労本部の対応をすんなり受け入れられぬ単組は小さくはあれ一つの流れを形成したと言える。小池兵庫県職労委員長他の呼びかけで行われた「自治労一二五万の統一と団結を最優先し、あくまで労働戦線の『全的統一』を求める七・二八全国討論集会」には八五〇人を越す参加があり、宮都都労連委員長の呼びかけによる、「八・一一神戸集会」（自治労の統一と団結を守るため）「自治労の連合加盟」に反対する自治体労働者交流会」には四五単組一五〇人が集まった。この動きは、自治労大会前日の「自治労の統一と団結を守るため『自治労の連合加盟』の中止を求める八・二二富山集会」へと発展した。富山集会には六〇単組四〇〇余名が参加し、「集会アピール」は、八月二四日に、大会の会場前にて配られた。

主流左派が、小さき旗上げをしたことは歴史的な事であるし、これが兵庫県本部の修正案提出という型となって大会場で姿を現わしたといえる。しばらくのなかで修正案に手を上げられなかった多くの仲間に、勇気を与えたことはいなめない。そして闘いの過程を修正案をもって精一杯闘ったことは、今後の反行革、反合理化という自治労のあるべき姿を示すことに必ずや通ずるであろう。

(三) 高野委員長のあいさつ

大会初日の高野委員長長の労働問題に関するあいさつの要旨を紹介しておきたい。このあいさつの中に、自治労の労働方針が集約されているし、討論の中でも「この内容やむなし」が圧倒的であり、それがこの大会で承認されたからである。昨年三重大会で「全的統一のための最低条件」ということで確認されたいわゆる高野三原則（官民対等の立場で、新しい綱領的文書を作る。加盟は原則として産別とする。選別絶対反対の立場を堅持する）についての認識を含め、次のとおりであった。

「第一に、官と民のブリッジではなく、単産加盟ということについては、明確にできた。

第二に、官民対等で綱領的文書を作ることについては、官公労協として議論を積み重ねて、起草委員会・実務者委員会で積極的に関与した。白紙の上起草することから見ると、もどかしさや不満な点があることは、卒直にいつて事実である。しかし『連合の進路』などは、官と民の労組の実態を反映した、現時点での到達点であり、相互の共通基盤を確認するものとして、前向きに評価することが大切だ。

第三に、官公労協の統一対応を堅持して、実行為として選別を許さない姿勢をつらぬくし、若干の違いをのりこえ、全単産が『統一案』を批准し、新『連合』への加盟を機関決定し、『統一準備会』にそろって参加することにより、選別は排除できる。

労働統一は、ゴールでなく新たな出発点である。この大会で、新『連合』のもとでいかなる運動を展開してゆくのか、これを契機に、自治労運動をどう発展させてゆくのかを、前向きに議論してほしい。」

(四) 来賓のあいさつの特徴等

新「連合」加盟を決める大会らしい来賓がいた。また、総評議長として最後のあいさつに立った黒川議長の内容も少し紹介しておきたい。

まず黒川議長であるが、社会党については――

「政治決戦に勝利でき、心から喜んでいい。社会党が本当に『新宣言』にもとづいて政権政党としての地歩をきちんと築けるかの大切な年になっている。

つづいて労戦について、「労働界の統一もいよいよ時間の問題だ。九月の総評大会、総評センター発足、一月の統一大会に向け一瀉千里に突進することになる。これはもはや誰もとめられない。これを打破するために『力と政策』、『数と質』が必要ということ、統一の道を選んだ。これからは、たとえば『統一労組懇』の諸君の動き、あるいは全労協の動きなど出てくる。誰が現実的、具体的に労働者の味方として、その『力と政策』を発揮できるかにかかっている。まさに競争だ。」

さて、堅山連合会長が初登場した。

「資格要件をめぐり、連合内部に異論が出て従来の方針どおりいかなかったが、新たに統一推進委員会をつくり、総評からのいくつかの指摘を含め、全体一致で具体的方針を了承してきた。今回の統一は長い経過と共同行動の積み上げの中でできたと確信している。官民統一の実現は、民間だけの連合に大きな威力を加える。大胆な決断を期待する。」

また、社民連代表の江田五月氏の登壇も、今大会を象徴するものだと言える。

黒川議長の言葉であるが、「力の政策」「数と質」といくらいってみても、「職場の反合闘争」と「ストライキをかまえて闘う姿勢」がなくては、絵にかいたモチである。そして、どうすることが労働者の支持を得るのか、まさしく「競争」である。

そして堅山会長の統一論であるが、「今回の統一は長い経過と共同行動の積み上げ」によるというのである。しかし、総評と連合は、消費税や農産物自由化反対という、今参院選で労働者・勤労国民に圧倒的支持を得た問題についてさえ、共同行動はできなかったことを、私達は少しも忘れてはならない。

(五) 左派の課題について

とにかく、竹下に「堂々と抱擁」され、鈴木日経連会長に「歓迎」され、朝日新聞には「ある意味で敵を見失った日経連」とまで書かれて発足した「連合」は、その時の綱領をそのまま「連合の進路」として、官をとり入れて、「新連合」を発足させる。少くとも自治労は行ってしまう。

そこで、何をすべきかである。少し述べて御意見をいただきたい。第一に自治労綱領の路線を守らせ、実践することだ。反行革を闘うことだ。

「反行革」闘争は自治労の生命線である。今までより困難になろうとも、職場からこの闘いを築き上げることである。「反行革」こそ自治労組合員の共通の課題となり得る。もちろん、労組懇の諸君のように、自治労をぬけることは止めなくてはならない。

次に、県評・地区労問題である。地区同盟は残すという方針のようだが、地区労運動を残すための努力はまだこれからだ。国労の地労委闘争の勝利は、八月末で四六連勝である。不当労働行為と闘う労働者、労働組合と連帯できずに、一般組合員の支持は得られない。国労をハダカにするような事は断じてしてはならない。いろんな型態があるだろうが、国労の闘いを地域で包める運動を展開することが、地区労運動を残す一つの具体的運動になる。

資料(1) 自治労第二号議案

「日本労働組合総連合会」への加盟について

労働戦線統一に向けた、首脳会談を始めとする統一への努力経過と、「統一案起草委員会」の結論をふまえ、「連合の進路」、「運動領域と活動のあり方」、「規約」を承認し、「日本労働組合総連合会（略称・連合）」に加盟します。このため、「統一準備会」に参加します。また、日本労働組合総連合会の地方組織の結成に積極的に取り組まします。この統一の完成を新たな出発点として、自治労運動を主体的に強化・発展させるとともに、日本の労働組合運動の前進に寄与します。

資料(2) 第二号議案への修正案（兵庫県本部）

一、提案にあたって

自治労兵庫県本部は、自治労第九〇回中央委員会で提起された『連合の進路』、「運動領域と活動のあり方」、「規約」を承認し、「日本労働組合総連合会（略称・連合）」に加盟する」方針について、組織討議に付し、各単組で真剣な討議をすすめてきたところである。それらの意見を集約すると次のとおりである。

(1) 労働戦線の統一にむけて、自治労兵庫県本部は、すべての労働組合の結集をはかる全体的統一をめざして努力するとともに、一一七単組、五五、〇〇〇人の団結を基本にとりこんできた。そのため、自治労本部に対しても、自治労山形大会で決定した「基本方向」をふまえ、全的統一への努力をあらゆる機会を通じて求めてきたところである。

しかし、統一ナショナルセンター「日本労働組合総連合会」結成にむけた、自治労のこの間の経過については、県本部の意見が十分反映されたとはいえず、まだ多くの危惧や不安が残されており、承認しがたいといわざるを得ない。

(2) 労働戦線の統一にあたって、最も大切にすべきは、一二五万自治労の統一と団結であり、統一をすすめることによって、分裂や選別・排除による再編成になることは何としても避けなければならない。

自治労は、「今日まですすめてきた自治労運動の理念や自治労綱領の立場を堅持して、自治労運動の強化をはかる」ことはもとより、自治労産別の統一と団結の強化をめざして、なお努力を続けるべきである。

(3) すでに結成されている民間労働組合の結集体である「連合」をもちや労働組合ではないとして、批判し、統一への努力を放棄して、自治労産別を離脱し、別組織をつくらうとする統一労組懇全国連絡協に対しては「全的統一への努力を放棄した分裂行動」であると批判せざるを得ない。私たちは、このような分裂行動をただちにやめ、自治労産別に結集して、全的統一にむけた最後まで努力を強く求めるものである。

(4) 以上の観点から、一二五万自治労の統一と団結を守り続けるため「連合の進路」「運動領域と活動のあり方」「規約」の承認や「日本労働組合総連合会（略称・連合）」への加盟について、自治労第五六回定期大会で決定せず、ひき続き、全的統一への努力をおこなうべきである、と考える。

二、修正案の内容

第二号議案「日本労働組合総連合会」への加盟について、の方針案を全面削除し、以下

のとおりとする。

労働戦線の統一にむけては、自治労一二五万組合員の統一と団結を最優先して対処することとし、「連合の進路」、「運動領域と活動のあり方」、「規約」の承認や「日本労働組合総連合会（略称・連合）」への加盟については、自治労第五六回定期大会で決定せず、ひき続き慎重に討議を続けることとします。

以上

資料(3) 自治労大会第三号議案（抜粋）

自治労産別強化・組織防衛闘争の推進について

三、「全国連絡協」加盟及び加盟志向単組ならびに

「七府県本部」に対する組織的措置

- (1) 分裂自治体産別組織結成に対する取り組み
 - ① 日本共産党の指導のもとで強行されようとしている「統一労組懇」「全国連絡協」による分裂自治体産別の結成の策動に対しては、自治労の全組織をあげた組織防衛闘争を展開し、その意図を粉砕します。
 - ② 県本部の組織闘争本部の機能を強化し、「全国連絡協」加盟単組または加盟志向単組に対する集中的な組織対策を行うとともに、自治労運動を推進していこうとする組合員の結集を軸に、多数派形成の実現を追求します。
 - ③ 民主的な討議もなく、所定の規約上の手続きも無視して、自治労からの離脱、「全国連絡協」ないしは分裂自治体産別組織への加盟を図ろうとする動向に対して、大衆的な批判を組織し、一票投票など組合員一人ひとりの意思を確認するための諸行動を推進します。
- (2) 「七府県本部」に対する代理執行の実施
 - ① 「七府県本部」が県本部としての任務放棄の域を超え、自治労規約に基づく機関たりえない状況に至っているため、規約第八条により、自治労第五六回定期大会以降、七府県にそれぞれ県本部体制が確立されるまでの間、中央執行委員会が七府県における県本部業務の代理執行を行うこととします。
 - ② 代理執行の範囲は、県本部機関会議の招集、自治労組合費等の徴収のほか、自治労規約及び諸規程において県本部の任務とされている事項とします。
 - ③ 代理執行の実施機関は、七府県に設置している自治労本部事務所とします。
- (3) 七府県本部の各単組に対する措置
 - ① 「全国連絡協」加盟単組及び預託未実施単組に対し、「全国連絡協」からの脱退、自治労への運動的・組織的結集を強く求める「勧告」を行います。
 - ② 「勧告」に応じない単組に対しては、自治労加盟を継続する意思の確認を求めます。
 - ③ その際、組合費納入をはじめ自治労規約遵守、運動方針など決定事項の尊重を求めます。加えて「全国連絡協」加盟組合にあたっては「全国連絡協」からの脱退を求めます。
 - ④ 自治労加盟を継続する意思確認を拒否・無視し、「全国連絡協」からの脱退及び自治労組合費の納入を実行しない単組については、自治労からの脱退の意思表示をしたもの

と判断して、一二月七～八日開催の臨時大会（新潟）において組織的手続きをとることとします。

(4) 「七府県本部」以外の「全国連絡協」加盟単組等に対する措置

「七府県本部」以外の県本部において、「全国連絡協」に加盟している単組及び自治労組合費の納入を拒否している単組については、当該県本部による申請に基づき、上記(3)と同様の措置をとることとします。

資料(4) 自治体労働組合全国連絡協議会（八月二六日）

自治労第五六回定期大会について

(一) 自治労は八月三日～二六日、富山市において第五六回定期大会を開催し、「連合の進路」「運動領域と活動のあり方」「規約」の承認と「連合」加入を強行すると同時に、全国連絡協加入組織への公然たる組織分裂・破壊方針を決定した。

これにより自治労は「連合」に完全に屈服し、「連合」路線に反対する労働組合をすべて排除するという分裂主義の立場に転落した。

「連合」は、独占資本の賃金抑制政策や首切り「合理化」への協力をはじめ、民間委託や公務員賃金の引き下げ、補助金カットによる福祉後退など、自治体労働者と住民の生活を破壊する地方「行革」の断行をさげび、自民党政府の臨調「行革」路線や農産物輸入自由化の促進を主張するなど、独占資本と協力して反動政策を推進している。また「連合参議院」をつくり、議会制民主主義を破壊する小選挙区制導入発言など政治反動をおしすすめようとしている。

さらに「連合」はその前身である「全民労協」の発足時から、その基本に反共主義と労資協調路線をかかげ、それに「賛同するものだけの結集」——選別結集を公言してきた。自治労などの「統一」にあたっては、「三重要事項」①「連合」の「進路と役割」、②「国際自由労連への加盟」、③「統一労組懇などの排除」の承認を前提とし、その実行を「連合」がチェックするという露骨な選別によって、「連合」路線に反対する労働組合を排除するという、徹頭徹尾、分裂主義の立場にたっている。

こうした労働組合とはいいがたい「連合」に自治労が完全屈服したことにより、自治労は自治体労働者と住民の利益を守るというまともな産別機能を完全に喪失した。「連合」の「産別組織」に転落し、当局の反動政策を推進していく労務管理組織への変質の道を歩みはじめた自治労に、自治体労働者と住民の未来を何ら託すことはできない。

また、分裂主義の立場に転落し、自ら分裂の実行行為者となった自治労指導部に、「二五万団結」を語る資格など、まったくない。そして「組織防衛」という名の単組・県本部への理不尽ないっさいの組織破壊・分裂攻撃に何らの大義も存在しないことは明らかである。

(一) いますべての自治体労働者・労働組合に求められていることは、要求実現のたかいたいを強めるとともに、自治体労働者と地域住民の利益擁護のために階級的ナショナルセンター確立と、それに結びついた新しい自治体産別を結成するという歴史的事業達成のために奮闘することである。

階級的ナショナルセンターの確立と、それに結びついた新たな自治体産別組織を展望して結成された自治体労組全国連絡協は、「連合」不参加のすべての自治体労働者・労働組合のみなさんと力をあわせ、労働者・住民の利益を守る自治体労働組合の任務をやりとげるためにいっそう奮闘するものである。

総評議長が国労に「挑戦状」

——全労協に参加すれば、支援しない!!——

「総評新聞」(八月一八日)コラム欄で総評黒川議長は、傘下組合へのものとはとうてい思えぬきわめて挑戦的な国労敵視発言を行っている。

思えば、氏は国鉄「分割・民営化」反対闘争以来、修善寺大会を境にした組織分裂等々、節目節目の中央委員会、全国大会など機会あるごとに、その挨拶の場で、総評の悪しき伝統である「民同的」妥協方針を職場からハネのけた国労に対し、数々の暴言を吐いている。責任ある総評議長の立場の発言としては、あまりにも度量が狭く、拙いとただただあきれたのは私だけではないだろう。その記憶をたどれば、「いよいよここまで来たのか」とその思いも逆にひとしおである。

背景には、その善し悪しは別にして、「昔陸軍、今総評」と恐れられた総評が、かつての戦闘性、階級的立場を放棄し、「現実主義路線」に徹した結果、資本・政府当局からも「相手」とされず、「時代に即応するため」とうそぶきながら、自らの組織を解体し、こともあろうに第二組合路線を基調とする「連合」に吸収合併されてゆく総資本の見事なまでのからめ手にかかった総評幹部のあがきが見え隠れしている。黒川氏以下総評現指導部にしてみれば、今日このような事態に立ち至った歴然とした事実を目をつむり、ひたすらその責任を国労に象徴される職場末端の良心的な活動家・組合員の「意識」にすり替えるより他はないのであろう。

時あたかも発言が、自治労定期全国大会直前、しかも国労、日教組定期大会を間近にひかえたこの時期に掲載されたこと一つとつても、その意図は明々白々である。黒川発言一つひとつに反証を加えること自体、実は情ない気がするのだが、二、三特徴点だけ上げておく。

まず氏は、正念場を迎えた国鉄清算事業団闘争について、国労本部三役より協力要請があったことを紹介しながら、①総評が協力要請の文書を出すことは簡単である。しがし、②この間の総評の努力が、組合員に知らされていないし、③国労の運動が、総評の決定に添っていない、従って、④総評が納得できるものを持ってこい、と高飛車な態度にうって出た上で、⑤組合員の雇用や労働条件は、たとえ妥協の結果に終わろうとも労使が話し合っで決めることが原則であり、⑥労働委員会対策は補完的なものであることを知らねばならない、と訳知り顔にのたまわく。

最後の下りにいたっては、ご丁寧にも、⑦基本的には何とか国労の手助けをしたいと考えているが、国労が大会で全労協加盟の方向へ行ったら、糸はブツリ切れてしまうだろう、などと恐喝を加える有様である。言うまでもなく、戦後最大の国家的不当労働行為である国労「分割・民営化」攻撃と、闘うか否かは、資料として掲載した「朝日」七月二二日付の記事にも明らかのように、総評自身の存亡が問われた闘いである。

まして、紙キレ一枚で何の理由もなく数千名が首を切られた事実に対し、闘うか否かは思想信条以前の問題である。それを手続き論にすり替えてしまうこと自体、言語道断と言わねばならない。

さらに、「労使が話し合って」と言うが、今日のJ・R各社との異常きわまる労「使」関係は、そのような状況にすらないことを、何よりもこの間の四十数件におよぶ国労全面勝

利の救済命令が雄弁に物語っているではないか。

いずれにせよ、国労が全労協加盟を今大会で決定することが、彼ら（ひいては「連合」
 ≡総資本）にとつていかに脅威であるか、自ら吐露したようなものである。私たちは、去
 り行く総評幹部の愚痴に何ら未練もない。あるのは総評解体後未来の闘う労働運動を名実
 共に背負う全労協とするべく、一人ひとりがその組織と運動をいかに鍛えあげてゆくかに
 ある。

(東京・S)

資料(5) (「朝日新聞」七月二日付)

J Rの不当労働行為、国労支援に出ぬ労働界

全国の地方労働委員会（地方委）で国労や全動労の組合員に対する採用差別などを不当労働行為と認定し、J R各社に救済を命じる決定が、相次いでいる。七日には東京地裁が新宿車掌区の国労組合員に対する降格事件で、J R東日本に緊急命令を出し、地労委命令の履行を法的に義務つけた。だが、国労が加盟する総評を含めて、労働界の大勢は、J R内の労組間対立や労働界再編成をめぐる国労の態度を理由に、この問題にかかわることを避け、事実上、無視の構えだ。

J Rの職員採用や配属、配転などで組合員が不当な差別や不利益扱いを受けたとして、国労（三万八千人）は一昨年来、四〇都道府県の地労委に二百余件の救済を申し立てた。このうち、一一日現在で、二二地労委から三五件の救済命令が出された。中央労働委員会の一件を含めて、いずれも国労の主張をほぼ全面的に認め、J R側に労働組合法に違反する不当労働行為があったとして、国労組合員の採用、配転・出向者の原状回復などを命じている。救済対象者は約四千八百人。今後も同様の決定が続くのは確実とみられる。

これに勢いを得た国労は、先月の臨時大会で決めた労使関係の正常化、J Rで働くことを希望する国鉄清算事業団職員の全員採用、不利益扱いの原状回復など六項目の「全面解決要求」の実現をめざしている。

しかし、J R側は「採用や配属は旧国鉄がやったこと。別会社のJ Rは無関係」「国労つぶしの意図や不当労働行為の事実はない」と主張。地労委命令を不服として中労委に再審査を申し立てたり、行政訴訟に持ち込んでいる。東京地裁の緊急命令も一一日現在、まだ履行していない。また、旧動労などを母体とする最大組合のJ R総連（一三万人）は、労使協調の立場から国労の地労委闘争を「J R倒産運動」と批判している。

総評は先の国労臨時大会への来賓の参加要請を拒否した。労働界再編成に関する総評方針に従わない国労へ「不快感」を示した、とされる。この秋、官公労組と全日本民間労働組合連合会（「連合」）との統一による日本労働組合総連合会（「新連合」）の結成をめざす総評に対し、国労は社会党左派系を軸とする反「新連合」の全国労働組合連絡協議会の結成を模索しているからだ。

このため総評は、国労の支援要請に「地労委命令を守らせる闘いは全労働組合的な普遍的な課題だ」「支援するにやぶさかでない」（真柄栄吉事務局長）としながら、具体的な支援行動に立ち上がるそぶりも見られ無い。かつて総評「三家」の一つに数えられ、いまは少数派に転落した国労を、総評は路線の違いを理由に見放そうとしているかのようだ。

J R総連を抱える「連合」も「加盟組織の問題には介入しない。労働基本権の大切さはいくぶん分かっているが、あの反「連合」を叫ぶ国労に手を貸す気になれるか」（山田精吾事務局長）と国労への反発をむき出しにする。

こうして公的な第三者機関の地労委が例外なく認めたりRの異常に多い不当労働行為に、有力組合のほとんどが口をつぐみ、事実上の黙認を続けている。仮に、路線の異なる少数組合への不当労働行為ならやむを得ない、という考えがあるとしたら、労働基本権の擁護をうたう労働運動としてはいかなものか。

労組攻撃は、いつ自らに襲いかかって来るか分からず、対岸の火事ではないからだ。また、救済命令が無視されることは、労働委員会制度の形がい化、ひいては民主主義の否定につながりかねないからでもある。

他方、中労委を管轄する労働省は「地労委命令に法的強制力はなく、命令の履行は使用者の任意に待つべきもの。係争中の問題に、とかくの見解は控えたい」と、こちらも静観の構えだ。さまざまな要因が絡み、事態解決は確かに容易ではない。

しかし、青木宗也法大教授ら約八〇人の労働法学者は、声明を出し「不当労働行為によって差別を受けている労働者の状態は一日も放置できず、J.Rの解決引き延ばしは人道的にも許されない」と指摘した。労働団体や有力労組は、早期解決へ向けて発言、行動し、社会的影響力を発揮する時ではなからうか。

資料(6) 国労の労戦統一方針 (案)

(7) 以上の経過と情勢から、「新連合」の発足によって、われわれのめざす真の全統一は実現せず、労働戦線の分断と再編が進行するものと判断せざるを得ない。

したがって、われわれは、「新連合」に参加せず、引き続き資本と闘う労働組合の総結集をめざすため全力を傾注することとする。また、「たたかうナショナルセンター」については、国労の今日までの経緯と現状から加入することは困難である。

われわれは全面解決要求を掲げ、中労委における全面一括勝利解決をめざす闘いに総力を結集しなければならず、幅と厚みをもった支援共闘態勢の確立のうえからも多くの共闘組織との連携が極めて重要となる。このため、全労協に結集する労働組合はもとより、すべての労働組合、すべての共闘組織との共闘を追求しなければならない。

こうした立場から、われわれは全労協結成に参加しつつ、幅広い共闘の実現と闘う労働組合の総結集による労戦統一をめざす取り組みに全力をあげる。また、総評労働運動を継承・発展させる立場から「総評センター」「地県評センター」にも参加することとする。

(8) 地方における労働戦線問題の対応は、単一組織としての統一対応をはかることを基本とするが、地方毎に様々な動向にあり、画一的な対応は困難である。

したがって、地方の実情を十分に考慮しつつ、あくまでも全統一の追求し、国労の支援・連帯を強めるよう以下のように統一対応をはかることとする。

① 労働戦線の全統一の基本方針とする立場から、地県評が全統一の方向でローカルセンターを形成する場合には、地県評運動を継承発展させることをふまえ対応することとする。

② 地県評が解散し、選別結集のローカルセンターが発足する地方においては、たたかう労働組合の結集に努力し、地区労・地区評との連携をはかりつつ共闘の強化をめざすこととする。

③ 地方の実情から特殊な状況が生ずるときは、本部と地方本部が連携をとり統一対応をはかることとする。

◇ 国労大会の報告(一) ◇

すべての闘いを組織奪還闘争に結合

国労は第五回定期大会を九月二日から五日の三日間、東京・九段会館で開催した。主要課題は地労委闘争勝利、「全面解決要求」実現を柱に総決起の態勢をつくり上げることだ。大会のもうは次号でくわしく報告するが、本号では二日目の方針案討議での宮坂代議員の発言を掲載しておきたい。

冒頭、新宿車掌区事件の緊急命令を求めた署名への全国の仲間のお礼申しあげたい。宮里先生(弁護士)の報告にもありましたように、この緊急命令の意義は三つです。第一に全国ではじめて命令を守らせ、元の内勤・運転担当にもどらせることができなかつたこと、第二に経済上の不利益の回復でなく、田中君をもどさなければ国労の団結権が保障できなかつた東京地裁が判断したこと、第三に会社が絶対に負けないと主張してはばからなかつた裁判所でも、もののみごとに敗北したことです。秋から年末にむかって正念場への大きな力になったと確信しています。

現在、田中君は内勤の運転担当にもどって、回りが全員「労連」というなかで元気ががんばっていることをまずご報告しておきたい。

前進面と反省点

労働委員会の勝利命令にそつた全面解決要求表現のたたかについてです。私は全労協への加盟をはじめとした本部原案に賛成し、補強する立場で討論に参加したい。

今日の有利な情勢は、私たちの地をほうような闘いが展望を切り拓いてきたことを再確認し、正念場の闘いに臨むべきです。その力とは、第一に不当労働行為を完全犯罪とさせず、敢然と申し立て、不屈に闘いぬいた職場の組合員、家族の力です。第二に闘いの過程で当初の予想を大幅に上回る力が発揮されたことです。陳述書作成、そして証拠の準備、職場の組合員の証言、さらに地労委への動員・宣伝、さらに労働法学者七七氏の声明を引き出し、組織奪還闘争に結実した力です。第三に弁護士の方の昼夜をわかつた活動です。第四に国労の闘いを自らの闘いと位置づけ闘った、国労闘争支援の仲間たちの力です。しかし、不十分さも明らかになっています。第一に勝利命令慣れして地労委命令の重みが軽視されていないかということ、第二にまだまだ幹部闘争の域をでないこと。第三に中央の指導性と本部・エリア・地本の連携が不足していること等々、この秋の闘いで克服しなければならぬ課題も鮮明になっています。

当面のとりくみに全力

私たち八王子支部は「全面解決要求」実現にむけ、次のとりくみをすすめています。

第一に情勢認識の徹底と正念場に全組合員が決起するため、支部の職場討議資料を作成、配布し、職場討議を展開しています。合わせて、すべての職場、分会での解決要求づくりも進めています。

第二に「一千万人請願署名」活動についてです。まず各分会は当面、親戚、友人、知人を対象に署名活動をとりにくみ、九月末に中間的に集約し、地域割りにもとづくローラー行動を展開し、駅頭での宣伝・署名活動もとりにくみます。もよりの地区労、社会党、共産党への要請、集約も展開します。次に支部は三多摩全域の署名活動の条件づくりを進めてきました。社会党、共産党の全面協力、そして三多摩区労協も九月一日の幹事会で「一千万署名」のとりくみを決定し、加えて三労と社会党議員団が連携し、三多摩の全市町村議会に議員提案による意見書採択をとりにくむことも決定したところでです。

全労協加盟をめぐる、さまざまな意見が出されていますが、三多摩においては国労の闘いは首切り、人権、民主主義の問題であり、三多摩労協の組織をあげてとりくみが始まっていることもご報告しておきます。

第三に国労八王子支部としてのとりくみです。十月中旬から一月上旬にかけて中央線での連鎖駅頭ハンスト行動をはじめ、駅頭統一宣伝と署名活動を積み上げ、一月一七日に国労八王子支部の組合員、家族を中心に社共、地域の仲間とともに東京総行動を計画し、支部の秋の大きなヤマ場として、この行動の成功にむけ一丸となつてとりくみます。

鉄産労の拠点が壊滅状況

さらに組織奪還闘争についてです。第一次から三次の闘いで支部内で五〇名の組織奪還を実現していますが、職場での国労らしい闘いが他労組の仲間の気持ちをつかみ組織奪還につながりませんでした。具体的には①一方的な勤務変更・勤務指示、タダ働きに抵抗する姿、②支え合い、激まし合い明るく闘っている姿、そして労災認定闘争、賃金不払い、年休闘争等について労基署の活用を地方労と連携し、具体的な成果を勝ちとってきたことです。

さらに鉄産労の拠点を一つ一つつぶしてきました。たとえば橋本駅、立川駅も壊滅状況です。八王子支部は「全面解決要求」実現にむけ、全組合員、家族が行動をつうじ団結を固め、反復ストライキなど悔いの残らない闘いを進め、すべてを組織奪還闘争に結びつける決意を申し上げ、私の発言を終わります。

韓国労働者の不屈の闘い

民主化闘争の中心部隊に出てきた労働運動

朝鮮の労働運動は日本帝国主義に対する抵抗運動の重要な一翼を担った伝統を持っているが、分断された南では米軍政下ですべての進歩的勢力が大量に殺され、労働運動もその伝統を失ったような状況が続いていたが、七〇年代の民主化闘争、八〇年代の非合法闘争の経験を経て、八七年には賃金、労働条件、権利の大闘争を展開してからは、その伝統がよみがえってきた観がある。

南朝鮮の全人口は四、三〇〇万、その六〇％弱に当たる二、五〇〇万が労働者階級に属するという。しかし、六〇年代以降の経済成長の下で労働者は、韓国労総にのみ加入を許され、それ以外の労働組合は結成を認められず、韓国労総の「協力と平和」路線に従うことを強制されていた。このため世間では「漢江の奇跡」と騒ぎ、経済成長が進んでいくというのに、労働者の生活は全く改善されず、悲惨な状態が続いた。耐え切れなくなった労働者を代表して、一九七〇年全泰壹青年がせめて勤労基準法を守れと抗議の焼身自殺をとげたことは、当時の労働者の状態を明らかにした象徴的事件だった。彼の焼身自殺は高度成長政策の下で蹂躪されている労働者に権利意識を自覚めさせ、無権利状態だった女性労働者が「私たちも人間だ」「私たちは機械ではない」と立ち上がり、その労働者の闘いが全土に拡がり、朴政権崩壊の情勢に発展したのである。しかし、七〇年代に生まれた、韓国労総とは別個の民主労組は、韓国労総のオルグも含んだ暴力団と警察の暴力でことごとく解体され、指導者はブラック・リストに上げられて失業を余儀なくされ、八四年からブラック・リスト撤廃運動による民主労組復活の闘いが展開され、労働運動は権利闘争に政治闘争の重なったものになって行った。

一九八七年民主化闘争が、全国に燃え拡がり、全斗煥政権の後継を目指す盧泰愚から「六・二九民主化七項目宣言」を引き出すや、それまでの蓄積を基礎に労働運動は一挙に爆発し、八七年夏の大幅賃上げ、労働条件改善、労働組合結成の自由を要求する労働者大闘争を展開したのである。この大闘争を契機に産業別、地域別の連帯と交流が発展し、八七年二月一七日全国病院労働組合連合（二四〇組合、組織人員四万）が結成されたのを皮切りに八九年初めまでに、事務・金融労組連合（八五組合、二万五千）、外資企業労組連合（七〇組合、一万五千）、建設企業労組連合（二二組合、一万四千）、研究調査専門技術労組連合（三八組合、一万二千）が産別組織として結成され、今年に入って大学職員、出版労働者の産別組織が生まれ、五月二

八日には官憲の妨害にもかかわらず全国教員労働組合が結成されている。

一方地域組織のほうは、八八年六月九地域の連合体として全国労働運動団体協議会(労運協)が結成されたが、結成と同時に産別組織と共に労働法改正運動に取り組み、同年一〇月両者共同して全国労働法改正闘争本部を発足させ、一二月には全国会議と闘争本部を結成し、八七〇組合、二四万人の労働者を結集している。

最近の韓国労働運動の特徴点

韓国労総によれば、労総の加盟組合数は二七二五、組織人員は約一七〇万人である。この数字がどこまで正確かはつまびらかではないが、全国会議の勢力は労総に比べてかなり小さい。にもかかわらず、その戦闘力は遙かに大きい。

特に注目すべき点は、学生が労働運動に飛び込んで運動を指導したり、学生やキリスト者の運動に支援されていた七〇年代、八〇年代前半とは違って、労働者の中から運動の指導者が生まれ、労働者の自主的運動として労働運動が育ってきていることである。そして労働者の自主的な連帯のネット・ワークが拡大を続けており、その上に新たなナショナル・センターの設立が準備されているということである。伝えられるところによれば、新組織の名称は全国労働組合協議会(全労協)とすることに決まったという。

次に特徴的なことは、賃上げと労働条件改善を基本課題としてきた労働運動が最近優れて政治闘争化してきていることであろう。この変化は民主化運動が激しい弾圧を体験する中で民主、自主、統一が不可分の要求課題であることを民衆がますます明確に意識するようになってきたことと深く関連している。僅かの賃上げも拒否され、人間としての尊厳も尊重されない労働現場の状態と要求実現を訴えて立ち上がると加えられる弾圧の実態から、労働者は政治経済に干渉する外国勢力を追い払い、独裁政権を倒し、民主的な政権によって自主的な政治が実現しないかぎり賃上げも労働条件改善もあり得ないことをその痛々しい長年の体験を通して意識するようになったのである。韓国労総は労働運動を経済闘争に限定しようとするが、弾圧という政治的攻撃を受けるかぎり政治的闘争を避けることは出来ない。その点で韓国労働者は極めて高い意識を備えるようになってきている。

もう一つ以前と違う点は、七〇年代に労働者の闘いの前面に立っていた女性労働者に代わって最近では屈強の男性労働者が闘争の舞台の中心に登場していることである。これは七〇年代の韓国経済の主要産業が繊維、衣服、エレクトロニクスなど軽工業を主軸としていたのに対して、八〇年代に入ってからその主軸が重工業に移ったためである。特に造船、自動車産業の拡大で男性労働者が増え、労働運動の舞台も重工業部門に拡大した。ちなみに重工業部門の労働者の数は、一九八六年に一三〇万と報告されているが、これは七一年の五倍に当たる数字である。そして労働争議の舞台は、七〇年代はソウルが中心だったが、最近では馬山、蔚山の工業地帯に集中している。さらに労働運動の舞台に男性労働者が多く登場するもう一つの原因として、ホワイト・カラー労働者の間にも民主労組あるいは自主労組の結成が進み、彼らが労働運動の舞台に登場するようになったことを見落としてはならないだろう。またホワイト・カラー労働者の運動への参加の拡大は、比較的恵まれた労働者あるいは比較的裕福な階層にも政治の変革を要求する傾向が広がってきていることを示しているという指摘も留意を要することだろう。一方女性労働者の姿は激しい闘争の第一線では減少しているけれども、八七年大闘争の後女性差別の撤廃を始め女性労働者の抱える諸問題に取り組むため、知識人と女性労働者指導者が女性労働者連盟を結成して、女性のための労働相談、女性労働者が多い軽工業部門の民主労組の労働者組織化活動、働く女性の子供の保育センター設置などに力を入れ始めている。

経済開発の恩恵を独占する支配階層と経済開発の犠牲を一方的に暴力で強いられてきた労働者の矛盾をどう解決するか。民主、自主、統一を目指す民衆の闘いの中で、労働運動が担う任務に期待する声が内外に高まっているのが現状である。

(若林熙)

◇ 読者からのおたより ◇

本務と事業部で職場集会 「通信」毎回闘いの武器として活用しています。中野駅(東京)から転勤して七年以上が経過し、「分裂・民営化」で不当差別を受け、いま門司から博多まで通勤しています。私の地方委命令も昨年九月五日に結審し、命令を待つだけとなっています。多分、八月下旬から九月頃には命令が出ると思います。

私はいま博多駅で放送遺失の担務をしています。博多駅は二八〇名ぐらいの社員がいますが、国労は二七名で今がんばっています(放送遺失七、案内エコーセンター二、出札四、改札三、ラーメン四、うどん店三、シルクロード一、パン屋二)。全員、赤のボールペンをつけ国労という意志表示をしています。七月一日からJR九州は鉄道事業と関連事業に分離し、一方的に事前通知が出されました。私たちは毎月一回の職場集会と鉄道事業、関連事業部の職場集会をおこない意志統一し、支部、地本、九州本部を通しJR九州と団交もおこなって職場改善も闘いつつしています。JR九州では国労は少数派ですが、資本主義の法則どおり、底辺は不安、不満で一杯、職場のなかは混沌としています。多数派をめざし、今後ともがんばっていきます。

(北九州・I)

これからが本番 選挙戦では勝ちましたが、これからが本番ですね。ともががんばりましょう。

(全電通・M)

読者がふえました 社会通信を一部増として〇部にしてください。北海道から来た広域移動者の読者ができました。

(名古屋・T)

社会主義を学ぶ 敗戦以後の価値転換に社会進歩の真実(法則)を求めて四四年経過しましたが、一〇月訪ソして「社会主義の母国」に行くことを自分で考え実践します。一五歳で少年飛行兵に志願して、生まれて始めてソ連航空の飛行機に搭乗します。永い「飢餓航路」でもあったのです。見たり、聞いたり、たしかめたり、気楽に学んできます。「雲は行く行くはるか混論(シベリア)越えて……」。これはわたしの鼻歌です。

(千葉・K)

編集部より 気楽にソ連で学んだことぜひ寄せてください。

労大教室にご参加を 連絡路線に負けずに職場から運動をつくりあげていきたい。そのためにはあらためて、「学習運動」の強化を訴えたいと思います。私は神奈川の地で労大まなぶの学習運動をやっていますが、なかなか同志の理解が得られていません。今こそ社会党、労働組合を強めるために、「学習を地域に職場に！」 労大の教室・講座に参加してください。

(神奈川・Y)

一部拡大 有料購読者を一名拡大しました。労働組合の右翼再編を許さず、階級的労働運動を守るため、ともに闘いつづけましょう。

(北海道・S)

号外を申し込みます 送金遅れ申しわけありません。号外「われら今、何をなすべきか」をお願いします。

(千葉・T)

出向分会の委員長として 送金たいへん遅くなってすみません。千葉に来て出向分会の委員長としてがんばります。

(千葉・I)

久々に明るい気持ち 都議選・参院選後の社会党の勝利。久々に明るい気持ちになりました。動かない変わらないように思えても、私たちの気持ちは別なところで情勢は動くものであるし、今回の結果は、私たちを勇気づけてくれました。反面、この情勢についていけない党組織の現状、労組の運動を考えると気の引き締まる思いがします。

(島根・K)

坂牛哲郎著 労働者運動の展望を示す！

号外「我等はいま、何をなすべきか」 — 都議選、参院選の総括と展望 —

— ご購読を 九月六日発行、三〇〇円 —

多くの読者から都議選、参院選の結果をどうみたらいいのだろうか。どのように総括し展望を切り開けばいいのだろうかとの声が寄せられています。

こうした声に真正面から答えたのか、「社会通信」本誌で連載した坂牛論文「我等はいま、何をなすべきか」「続・我等はいま、何をなすべきか」です。そして今、大きな反響をよんでいます。一連の選挙結果と労働者運動との関連を、これ以上に鋭く分析し、「いま何をなすべきか」を指摘している論文はないからです。

そこで編集部は二つの論文に加筆補正し、座談会を付け加え、「我等はいま、何をなすべきか—都議選、参院選の総括と展望」と題し号外を発行いたしました。

筆者は新たに書きおろした序章で、「周辺部」の反乱は、「基軸部」の階級闘争に発展する条件は成熟している。点火し、爆発させるのが、我等の任務ではないか」との視点から、選挙闘争での豊かな経験をふまえ、「激動する情勢に立ち遅れるな」「周辺部」の反乱を「基軸部」へ」と訴えています。渾身の力作です。

本誌読者はもちろん、回りの仲間にぜひひろめていただきたい号外です。これからの活動に大きな示唆を与えてくれるだろうと信ずるからです。積極的なご活用を心からお願い申し上げます。内容は次のとおりです。

序章	「基軸部」への条件は成熟
第一章	我等はいま、何をなすべきか—激動する情勢に立ち遅れるな
第二章	続・我等はいま、何をなすべきか—「周辺部」の反乱を「基軸部」へ
第三章	座談会 都議選・参院選総括と労働者運動の課題（坂牛哲郎／高沢寅男／宮坂 要／岩井 章）
資料	新たな政治情勢と労働運動

※なお、号外として発行いたしますので、ご購入希望の方は、代金を添えて社会通信社までご一報ください。
さい。 東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポ幡ヶ谷九〇四 社会通信社

郵便振込 東京0158431、労金 東京労金本店50234
電話(03)37714649 FAX(03)29915367

き り と り 線

購読申し込み票

ご住所 (電話番号)	
お名前 前部	
部数	
部	

※送料は当社で負担します。なお二〇部から一割引とさせていただきます。